



請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該業務の種類、当該事件又は事務の依頼者の氏名又は名称及び当該依頼者についての第一項各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。

第一項及び前項の規定にかかるわらず、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士又は受任している事件について次に掲げる業務を遂行するために必要がある場合に、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。(この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該事件の種類、その業務として代理し又は代理しようとする手続及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

弁護士については、裁判手続又は裁判における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務(弁護士法人については弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三十条第一項各号に規定する代理業務を除く)。

二 司法書士については、司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)第三条第一項第三号及び第六号から第八号までに規定する代理業務(同項第七号及び第八号に規定する相談業務並びに司法書士法人については同項第六号に規定する代理業務を除く)。

三 土地家屋調査士については、土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第三条第一項において準用する弁護士法第三十条の六第一項各号に規定する代理業務を除く)。

四 税理士については、税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第二条第一項第一号に規定する代理業務並びに同項第四号及び第七号に規定する審査請求の手続についての代理業務並びに同項第一号に規定する代理業務を除く)。

五 社会保険労務士については、社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項第一号の三に規定する審査請求及び再審査請求並びにこれらに係る行政機関等の調査又は処分に關し当該行政機関等に対してする主張又は陳述についての代理業務並びに同項第一号の四から第一号の六までに規定する代理業務(同条第三項第一号に規定する相談業務を除く)。

六 弁理士については、弁理士法(平成十二年法律第四十九号)第四条第一項に規定する特許庁における手続(不服申立てに限る)、審査請求及び裁定に関する経済産業大臣に対する手続(裁定の取消しに限る)についての代理業務、同条第二項第一号に規定する税関長又は財務大臣に対する手続(不服申立てに限る)についての代理業務、同項第二号に規定する代理業務、同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務並びに同法第六条の二第一項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務(弁理士法人については同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務及び同項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務を除く)。

七 業務、少年の保護事件若しくは心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第三条に規定する処遇事件における付添人としての業務、逃亡犯罪人引渡し審査請求事件における補佐人としての業務、人身保護法(昭和二十三年法律第一百九十九号)第十四条第二項の規定により裁判所が選任した代理人としての業務、人事訴訟法(平成十五年法律第百九号)第十三条第二項及び第三項の規定により裁判長が選任した訴訟代理人としての業務又は民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第三十五条第一項に規定する特別代理人としての業務を遂行するため必要がある場合は、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、弁護士の資格、これらの業務の別及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

八 前条第三項の規定は、前各項の請求をしようとする者について準用する。

**第十一条の三** 第十条第一項又は前条第一項から第五項までの請求をする場合において、現に請求の任に當たつている者は、市町村長に対し、運転免許証を提示する方法その他の法務省令で定める方法により、当該請求の任に當たつている者を特定するために必要な氏名その他の法務省令で定める事項を明らかにしなければならない。

前項の場合において、現に請求の任に當たつている者が、当該請求をする者(前条第二項の請求にあつては、当該請求の任に當たる権限を有する職員。以下この項及び次条において「請求者」という。)の代理人であるときその他請求者と異なる者であるときは、当該請求の任に當たつている者は、市町村長に対し、法務省令で定める方法により、請求者の依頼又は法令の規定により当該請求の任に當たるものであることを明らかにする書面を提供しなければならない。

**第十条の四** 市町村長は、第十条の二第一項から第五項までの請求がされた場合において、これらに規定により請求者が明らかにしなければならない事項が明らかにされていないと認めるときは、当該請求者に対し、必要な説明を求めることができる。

十一 戸籍簿の全部又は一部が、滅失したときは、又は滅失のおそれがあるときは、法務大臣は、その再製又は補完について必要な処分を指示する。この場合において、滅失したものであるときは、その旨を告示しなければならない。

**第十二条** 戸籍簿の全部又は一部が、滅失したときは、又は滅失のおそれがあるときは、法務大臣は、その再製又は補完について必要な処分を指示する。ただし、再製にあつたときも、前項本文と同様とする。

市町村長が記載をするに当たつて文字の訂正、追加又は削除をした戸籍について、当該戸籍に記載されている者から、当該訂正、追加又は削除に係る事項の記載のない戸籍の再製につづり、除籍簿として、これを保存する。

第九条、第十二条及び前条の規定は、除籍簿及び除かれた戸籍について準用する。

**第十二条の二** 第十条から第十条の四までの規定は、除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書(以下「除籍謄本等」という。)の交付の請求をする場合に準用する。

**第三章 戸籍の記載**

**第十三条 戸籍には、本籍のほか、戸籍内の各人にについて、次に掲げる事項を記載しなければならない。**

一 氏名

二 氏名の振り仮名(氏に用いられる文字の読み方を示す文字(以下「氏の振り仮名」という。)及び名に用いられる文字の読み方を示す文字(以下「名の振り仮名」という。)をいう。以下同じ。)

三 出生の年月日

四 戸籍に入つた原因及び年月日

五 実父母の氏名及び実父母との続柄

六 養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄

七 夫婦については、夫又は妻である旨

八 他の戸籍から入つた者については、その戸籍の表示

九 その他法務省令で定める事項

前項第二号の読み方は、氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない。

**第十四条** 氏名を記載するには、左の順序による。

第一 夫婦が、夫の氏を称するときは夫、妻の氏を称するときは妻

第二 配偶者

### 第三子

子の間では、出生の前後による。

**第二十二条** 父又は母の戸籍に入る者を除く外、戸籍に記載がない者についてあらたに戸籍の記載をするべきときは、新戸籍を編製する。

**第二十三条** 第十六条乃至第二十一条の規定によつて、新戸籍を編製され、又は他の戸籍に入る者

は、従前の戸籍から除籍される。死亡し、失踪の宣告を受け、又は国籍を失つた者も、同様であ

る。

**第十五条** 戸籍の記載は、届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判によつてこれをする。

**第十六条** 婚姻の届出があつたときは、夫婦について新戸籍を編製する。但し、夫婦が、夫の氏を称する場合に夫、妻の氏を称する場合に妻が戸籍の筆頭に記載した者であるときは、この限りでない。

前項但書の場合には、夫の氏を称する妻は、夫の戸籍に入り、妻の氏を称する夫は、妻の戸籍に入る。

日本人と外国人との婚姻の届出があつたときは、その日本人について新戸籍を編製する。ただ

し、その者が戸籍の筆頭に記載した者であるときは、この限りでない。

**第十七条** 戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者以外の者がこれと同一の氏を称する子又は養子を有するに至つたときは、その者について新戸籍を編製する。

**第十八条** 父母の氏を称する子は、父母の戸籍に入る。

前項の場合を除く外、父の氏を称する子は、父の戸籍に入り、母の氏を称する子は、母の戸籍

に入る。

養子は、養親の戸籍に入る。

**第十九条** 婚姻又は養子縁組によつて氏を改めた者が、離婚、離縁又は婚姻若しくは縁組の取消に

よつて、婚姻又は縁組前の氏に復するときは、婚姻又は縁組前の戸籍に入る。但し、その戸籍が既に除かれているとき、又はその者が新戸籍編製の申出をしたときは、新戸籍を編製する。

前項の規定は、民法第七百五十五条第一項の規定によつて婚姻前の氏に復する場合及び同法第七百九十五条第四項の規定によつて従前の氏に復する場合にこれを準用する。

民法第七百六十七条第二項（同法第七百四十九条及び第七百七十二条において準用する場合を含む。）又は同法第八百六十六条第二項（同法第八百八条第二項において準用する場合を含む。）の規定によつて離婚若しくは縁組の取消し又は離縁若しくは縁組の取消しの際に称していた氏を称する旨の届出があつた場合において、その届出をした者を筆頭に記載した戸籍が編製されていないとき、又はその者を筆頭に記載した戸籍に在る者が他にあるときは、その届出をした者について新戸籍を編製する。

**第二十条** 前二条の規定によつて他の戸籍に入るべき者に配偶者があるときは、前二条の規定にかかるわらず、その夫婦について新戸籍を編製する。

**第二十条の二** 第七百七条第二項又は第三項の規定によつて氏を変更する旨の届出があつた場合において、その届出をした者の戸籍に在る者が他にあるときは、この限りでない。

第二十条の三 第六十八条の二の規定によつて縁組の届出があつたときは、まず養子について新戸籍を編製する。ただし、養子が養親の戸籍に在るときは、この限りでない。

第十四条第三項の規定は、前項ただし書の場合に準用する。

第一百七条第四項において準用する同条第一項の規定によつて氏を変更する旨の届出があつたとき、届出事件の本人について新戸籍を編製する。

**第二十条の四** 性同一性障害者の性別の取扱いの特例による性別の取扱いの変更の審判があつた場合において、当該性別の取扱いの変更の審判を受けた者の戸籍に記載されている者（その戸籍から除かれた者を含む。）が他にあるときは、当該性別の取扱いの変更の審判を受けた者について新戸籍を編製する。

**第二十一条** 成年に達した者は、分籍をすることができる。但し、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、この限りでない。

分籍の届出があつたときは、新戸籍を編製する。

### 第二十二条

父又は母の戸籍に入る者を除く外、戸籍に記載がない者についてあらたに戸籍の記載をすべきときは、新戸籍を編製する。

**第二十三条** 第十六条乃至第二十一条の規定によつて、新戸籍を編製され、又は他の戸籍に入る者は、従前の戸籍から除籍される。死亡し、失踪の宣告を受け、又は国籍を失つた者も、同様である。

**第十五条** 戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遗漏があることを発見した場合には、市町村長は、遅滞なく届出人又は届出事件の本人にその旨を通知しなければならない。ただし、戸籍の記載、届書の記載その他の書類から市町村長において訂正の内容及び事由が明らかであると認めるときは、この限りでない。

前項ただし書の場合においては、市町村長は、管轄法務局長等の許可を得て、戸籍の訂正をすることができる。

前項の規定にかかわらず、戸籍の訂正の内容が軽微なものであつて、かつ、戸籍に記載されている者の身分関係についての記載に影響を及ぼさないものについては、同項の許可を要しない。

裁判所その他の官庁、検察官又は吏員がその職務上戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遗漏があることを知つたときは、遅滞なく届出事件の本人の本籍地の市町村長にその旨を通知しなければならない。

### 第四章 届出

#### 第一節 通則

**第二十五条** 届出は、届出事件の本人の本籍地又は届出人の所在地でこれをしなければならない。

**第二十六条** 外国人に関する届出は、届出人の所在地でこれをしなければならない。

**第二十七条の二** 市町村長は、届出によつて効力を生ずべき認知、縁組、離縁、婚姻又は離婚の届出（以下この条において「縁組等の届出」という。）が市役所又は町村役場に出頭した者によつてされた場合には、当該出頭した者に対し、法務省令で定めるところにより、当該出頭した者が届け出なければならない。

**第二十七条** 届出は、書面又は口頭でこれをることができる。

**第二十七条の二** 市町村長は、届出によつて効力を生ずべき認知、縁組、離縁、婚姻又は離婚の届出（以下この条において「縁組等の届出」という。）が市役所又は町村役場に出頭した者によつてされた場合には、当該出頭した者に対し、法務省令で定めるところにより、当該出頭した者が届出事件の本人（認知にあつては認知する者、民法第七百九十七条第一項に規定する縁組にあつては養親となる者及び養子となる者の法定代理人、同法第八百十一条第二項に規定する離縁にあつては養親及び養子の法定代理人となるべき者とする。次項及び第三項において同じ。）であるかどうかの確認をするため、当該出頭した者を特定するために必要な氏名その他の法務省令で定める事項を示す運転免許証その他の資料の提供又はこれらの事項についての説明を求めるものとする。

市町村長は、縁組等の届出があつた場合において、届出事件の本人のうちに、前項の規定による措置によつては市役所又は町村役場に出頭して届け出たことを確認することができない者があるときは、当該縁組等の届出を受理した後遅滞なく、その者に対し、法務省令で定める方法により、当該縁組等の届出を受理しにいたことを通知しなければならない。

何人も、その本籍地の市町村長に対し、あらかじめ、法務省令で定める方法により、自らを届出事件の本人とする縁組等の届出があつた場合において、当該申出に係る縁組等の届出があつた場合において、当該申出に係る縁組等の届出があつた場合において、当該申出を受けることができる。

市町村長は、前項の規定による申出に係る縁組等の届出があつた場合において、当該申出をした者が市役所又は町村役場に出頭して届け出たことを第一項の規定による措置により確認することができないときは当該縁組等の届出を受けることができる。

市町村長は、前項の規定による申出に係る縁組等の届出があつた場合において、当該申出をした者が市役所又は町村役場に出頭して届け出たことを第一項の規定による措置により確認することができないときは当該縁組等の届出を受けることができる。

市町村長は、前項の規定により縁組等の届出を受理することができなかつた場合は、遅滞なく、第三項の規定による申出をした者に対し、法務省令で定める方法により、当該縁組等の届出があつたことを通知しなければならない。

**第二十七条の三** 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、届出人、届出事件の本人その他の関係者に対し、質問をし、又は必要な書類の提出を求めることができる。

一 届出の受理に際し、この法律の規定により届出人が明らかにすべき事項が明らかにされないとき。

二 その他戸籍の記載のために必要があるとき。

**第二十八条** 法務大臣は、事件の種類によつて、届書の様式を定めることができる。

前項の場合には、その事件の届出は、当該様式によつてこれをしなければならない。但し、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

**第二十九条** 届書には、次に掲げる事項を記載し、届出人が、これに署名しなければならない。

一 届出事件

二 届出の年月日

三 届出人の出生の年月日、住所及び戸籍の表示

四 届出事件の本人の氏名及び氏名の振り仮名

五 届出人と届出事件の本人とが異なるときは、届出事件の本人の出生の年月日、住所及び戸籍の表示並びに届出人の資格

六 届出事件によつて、届出人又は届出事件の本人が他の戸籍に入るべきときは、その戸籍の表示を、その者が従前の戸籍から除かれるべきときは、従前の戸籍の表示を、その者について新戸籍を編製すべきときは、その旨、新戸籍編製の原因及び新本籍を、届書に記載しなければならぬ。

七 届出事件によつて、届出人若しくは届出事件の本人でない者が他の戸籍に入り、又はその者について新戸籍を編製すべきときは、届書にその者の氏名、出生の年月日及び住所を記載する外、その者が他の戸籍に入るかはその者について新戸籍を編製するかの区別に従つて、前項に掲げる事項を記載しなければならない。

八 届出人でない者について新戸籍を編製すべきときは、その者の従前の本籍と同一の場所を新本籍と定めたものとみなす。

九 届出をすべき者が未成年者又は成年被後見人であるときは、親権を行う者又は後見人を届出義務者とする。ただし、未成年者又は成年被後見人が届出をすることを妨げない。

親権を行う者又は後見人が届出をする場合には、届書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出をすべき者の氏名、出生の年月日及び本籍

二 行為能力の制限の原因

三 届出人が親権を行う者又は後見人である旨

四 第三十二条 未成年者又は成年被後見人がその法定代理人の同意を得ないですることができる行為については、未成年者又は成年被後見人が、これを届け出なければならない。

五 第三十三条 証人を必要とする事件の届出については、証人は、届書に出生の年月日、住所及び本籍を記載して署名しなければならない。

六 第三十四条 届書に記載すべき事項であつて、存しないもの又は知れないものがあるときは、その旨を記載しなければならない。

七 市町村長は、特に重要なと認める事項を記載しない届書を受理することができない。

**第三十五条** 届書には、この法律その他の法令に定める事項の外、戸籍に記載すべき事項を明かにするために必要であるものは、これを記載しなければならない。

八 第三十六条 一箇所以上の市役所又は町村役場で戸籍の記載をすべき場合には、市役所又は町村役場の数と同数の届書を提出しなければならない。

九 本籍地外で届出をするときは、前項の規定によるものの外、なお、一通の届書を提出しなければならない。

前二項の場合に、相当と認めるときは、市町村長は、届書の謄本を作り、これを届書に代えることができる。

**第三十七条** 口頭で届出をするには、届出人は、市役所又は町村役場に出頭し、届書に記載すべき事項を陳述しなければならない。

市町村長は、届出人の陳述を筆記し、届出の年月日を記載して、これを届出人に読み聞かせ、かつ、届出人に、その書面に署名させなければならない。

届出人が疾病その他の事故によつて出頭することができないときは、代理人によつて届出をすることができる。ただし、第六十条、第六十一条、第六十六条、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十四条及び第七十六条の届出については、この限りでない。

**第三十八条** 届出事件について父母その他の者の同意又は承諾を必要とするときは、届書にその同意又は承諾を証する書面を添付しなければならない。ただし、同意又は承諾をした者に、届書にその旨を付記させて、署名させるだけで足りる。

届出事件について裁判又は官庁の許可を必要とするときは、届書に裁判の謄本若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が當該裁判の内容と同一であることを証明したもの又は許可書の謄本を添付しなければならない。

**第三十九条** 届書に関する規定は、第三十七条第二項及び前条第一項の書面にこれを準用する。

**第四十条** 外国に在る日本人は、この法律の規定に従つて、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事に届出をすることができる。

**第四十一条** 外国に在る日本人が、その国の方式に従つて、届出事件に関する証書を作らせたときは、三箇月以内にその国に駐在する日本の大使、公使又は領事にその証書の謄本を提出しなければならない。

**第四十二条** 大使、公使又は領事が、前二条の規定によつて書類を受理したときは、遅滞なく、外務大臣を経由してこれを本人の本籍地の市町村長に送付しなければならない。

**第四十三条** 届出期間は、届出事件発生の日からこれを起算する。

裁判が確定した日から期間を起算すべき場合に、裁判が送達又は交付前に確定したときは、その送達又は交付の日からこれを起算する。

**第四十四条** 市町村長は、届出を怠つた者があることを知つたときは、相当の期間を定めて、届出義務者に對し、その期間内に届出をすべき旨を催告しなければならない。

届出義務者が前項の期間内に届出をしなかつたときは、市町村長は、更に相当の期間を定めて、催告をることができる。

前二項の催告をすることはできないときは、又は催告をしても届出がないときは、市町村長は、管轄法務局長等の許可を得て、戸籍の記載をすることができます。

**第四十五条** 市町村長は、届出を受理した場合に、届書に不備があるため戸籍の記載をすることができるときは、届出人に、その追完をさせなければならない。この場合には、前条の規定を準用する。

**第四十六条** 届出期間が経過した後の届出であつても、市町村長は、これを受理しなければならない。

**第四十七条** 市町村長は、届出人がその生存中に郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便によつて発送した届書について

は、当該届出人の死亡後であつても、これを受理しなければならない。

前項の規定によつて届書が受理されたときは、届出人の死亡の時に届出があつたものとみなす。

**第四十八条** 届出人は、届出の受理又は不受理の証明書を請求することができる。

利害関係人は、特別の事由がある場合に限り、届書その他の市町村長の受理した書類の閲覧を請求し、又はその書類に記載した事項について証明書を請求することができる。

第十条第三項及び第十条の三の規定は、前二項の場合に準用する。

## 第二節 出生

**第四十九条** 出生の届出は、十四日以内（国外で出生があつたときは、三箇月以内）にこれをしなければならない。

届書には、次の事項を記載しなければならない。

一 子の男女の別及び嫡出子又は嫡出でない子の別

二 出生の年月日時分及び場所

三 父母の氏名及び本籍、父又は母が外国人であるときは、その氏名及び国籍

四 その他法務省令で定める事項

医師、助産師又はその他の者が出産に立ち会つた場合には、医師、助産師、その他の者の順序に従つてそのうちの一人が法務省令・厚生労働省令の定めるところによつて作成する出生証明書を届書に添付しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第五十条 子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。

常用平易な文字の範囲は、法務省令でこれを定める。

第五十一条 出生の届出は、出生地でこれをることができる。

汽車その他の交通機関（船舶を除く。以下同じ。）の中での出生があつたときは母がその交通機関から降りた地で、航海日誌を備えない船舶の中で出生があつたときはその船舶が最初に入港した地で、出生の届出をすることができる。

第五十二条 嫡出子の届出は、父又は母がこれをし、子の出生前に父母が離婚をした場合に

は、母がこれをしなければならない。

第二 出産に立ち会つた医師、助産師又はその他の者

第一項又は第二項の規定によつて届出をすべき者が届出をすることができない場合には、その者以外の法定代理人も、届出をすることができます。

第五十三条 嫡出子否認の訴を提起したときであつても、出生の届出をしなければならない。

第五十四条 民法第七百七十三条规定によつて裁判所が父を定むべきときは、出生の届出は、母がこれをしなければならない。この場合には、届書に、父が未定である事由を記載しなければならない。

第五十五条 航海中に出生があつたときは、船長は、二十四時間以内に、第十条第二項に掲げる事項を航海日誌に記載して、署名しなければならない。

第五十六条 病院、刑事施設その他の公設所で出生があつた場合に、父母が共に届出をすることができないときは、公設所の長又は管理人が、届出をしなければならない。その調書は、これを届書とみなす。

第五十七条 梨児を発見した者又は梨児発見の申告を受けた警察官は、二十四時間以内にその旨を市町村長に申し出なければならない。

前項の申出があつたときは、市町村長は、氏名及び氏名の振り仮名を付け、本籍を定め、かつ、附属品、発見の場所、年月日時その他の状況並びに氏名、氏名の振り仮名、男女の別、出生の推定年月日及び本籍を調書に記載しなければならない。その調書は、これを届書とみなす。

**第五十八条** 前条第一項に規定する手続をする前に、梨児が死亡したときは、死亡の届出とともにその手続をしなければならない。

**第五十九条** 父又は母は、梨児を引き取つたときは、その日から一箇月以内に、出生の届出をし、且つ、戸籍の訂正を申請しなければならない。

## 第三節 認知

**第六十条** 認知をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

一 父が認知をする場合には、母の氏名及び本籍

二 死亡した子を認知する場合には、死亡の年月日並びにその直系卑属の氏名、出生の年月日及び本籍

三 本籍地でこれを届け出なければならない。

四 本籍地にこれを届け出したときは、その届出は、認知の届出の効力を有する。

第五十一条 胎内に在る子を認知する場合には、届書にその旨、母の氏名及び本籍を記載し、母の死を除いて、そのうちの一人が法務省令・厚生労働省令の定めるところによつて作成する出生証明書を届書に添付しなければならない。

第五十二条 民法第七百八十九条第二項の規定によつて嫡出子となるべき者について、父母が嫡出子出生の届出をしたときは、その届出は、認知の届出の効力を有する。

第五十三条 認知の裁判が確定したときは、訴えを提起した者は、裁判が確定した日から十日以内に、裁判の賛本又は裁判の内容を記載した書面があつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの添付して、認知の裁判が確定した旨を届け出ることができる。この場合には、同項後段の規定を準用する。

第五十四条 遺言による認知の場合には、遺言執行者は、その就職の日から十日以内に、認知に関する遺言の謄本を添附して、第六十条又は第六十一条の規定に従つて、その届出をしなければならない。

第五十五条 認知された胎児が死体で生まれたときは、出生届出義務者は、その事実を知つた日から十四日以内に、認知の届出地で、その旨を届け出なければならない。但し、遺言執行者が前条の届出をした場合には、遺言執行者が、その届出をしなければならない。

第五十六条 緣組をしようとする者は、その旨を届け出なければならない。

第五十七条 削除

第六十八条 民法第七百九十七条の規定によつて縁組の承諾をする場合には、届出は、その承諾をする者がこれをしなければならない。

第六十九条の二 第六十三条第一項の規定は、縁組の裁判が確定した場合に準用する。

第六十九条 第六十三条の規定は、縁組取消の裁判が確定した場合にこれを準用する。

第六十九条の二 第七十三条の二の規定は、民法第八百八条第二項において準用する同法第八百十一条第二項の規定によつて縁組の取消しの際に称していた氏を称しようとする場合に準用する。

第七十条 養子離縁

第七十一条 民法第八百十一条第二項の規定によつて協議上の離縁をする場合には、届出は、その協議をする者がこれをしなければならない。

第七十二条 民法第八百十一条第六項の規定によつて離縁をする場合には、生存当事者だけで、その届出をすることができる。

第七十三条 第六十三条の規定は、離縁又は離縁取消の裁判が確定した場合にこれを準用する。

第七十四条 第七十五条第二項の規定は、検察官が離縁の裁判を請求した場合に準用する。

第七十五条 第七十三条の二 民法第八百十六条第二項の規定によつて離縁の際に称していた氏を称しようとする者は、離縁の年月日を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

## 第六節 婚姻

**第七十四条** 婚姻をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならぬ。

一 夫婦が称する氏

二 その他法務省令で定める事項

**第七十五条** 第六十三条の規定は、婚姻取消の裁判が確定した場合にこれを準用する。

検察官が訴を提起した場合には、裁判が確定した後に、遅滞なく戸籍記載の請求をしなければならない。

**第七十六条** 異婚をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

**第七十七条** 第七十七条の二の規定は、民法第七百四十九条において準用する同法第七百六十一条第二項の規定によつて婚姻の取消しの際に称していいた氏を称しようとする場合に準用する。

**第七十八条** 第六十三条の規定は、離婚又は離婚取消の裁判が確定した場合にこれを準用する。

一 親権者と定められた当事者の氏名及びその親権に服する子の氏名

二 その他法務省令で定める事項

**第七十九条** 第六十三条の規定は、離婚をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

**第八十条** 親権及び未成年者の後見

**第八十一条** 民法第八百十九条第三項但書又は第四項の規定によつて協議で親権者を定めようとする者は、その旨を届け出なければならない。

**第八十二条** 第七十七条の二 民法第七百六十七条规定は、民法第七百七十一条において準用する場合を含む。)の規定によつて離婚の際に称していいた氏を称しようとする者は、離婚の年月日を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

**第八十三条** 第八百九十九条第三項但書又は第四項の規定によつて協議で親権者を定めようとする者は、その旨を届け出なければならない。

**第八十四条** 第七十九条 第六十三条第一項の規定は、民法第八百十九条第三項ただし書若しくは第四項の協議に代わる審判が確定し、又は親権者変更の裁判が確定した場合において親権者に、親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの裁判が確定した場合においてその裁判が請求した者について準用する。

**第八十五条** 第八百三十八条规定は、未成年者の後見には、次に掲げる事項を記載し、未成年後見人の指定に関する遺言の謄本を添付しなければならない。

**第八十六条** 第八百三十九条第一号に規定する場合に開始する後見(以下「未成年者の後見」という。)の開始の届出は、同法第八百三十九条の規定による指定をされた未成年後見人が、その就職の日から十日以内に、これをしなければならない。

**第八十七条** 第八百三十九条第一号に規定する場合に開始する後見(以下「未成年者の後見」という。)の開始の届出は、同法第八百三十九条の規定による指定をされた未成年後見人が、その就職の日から十日以内に、これをしなければならない。

**第八十八条** 第八百三十九条第一号に規定する場合に開始する後見(以下「未成年者の後見」という。)の開始の届出は、同法第八百三十九条の規定による指定をされた未成年後見人が、その就職の日から十日以内に、これをしなければならない。

**第八十九条** 第八百三十九条第一号に規定する場合に開始する後見(以下「未成年者の後見」という。)の開始の届出は、同法第八百三十九条の規定による指定をされた未成年後見人が、その就職の日から十日以内に、これをしなければならない。

**第九十条** 第八百三十九条第一号に規定する場合に開始する後見(以下「未成年者の後見」という。)の開始の届出は、同法第八百三十九条の規定による指定をされた未成年後見人が、その就職の日から十日以内に、これをしなければならない。

**第九十一条** 第八百三十九条第一号に規定する場合に開始する後見(以下「未成年者の後見」という。)の開始の届出は、同法第八百三十九条の規定による指定をされた未成年後見人が、その就職の日から十日以内に、これをしなければならない。

**第九十二条** 第八百三十九条第一号に規定する場合に開始する後見(以下「未成年者の後見」という。)の開始の届出は、同法第八百三十九条の規定による指定をされた未成年後見人が、その就職の日から十日以内に、これをしなければならない。

**第九十三条** 第八百三十九条第一号に規定する場合に開始する後見(以下「未成年者の後見」という。)の開始の届出は、同法第八百三十九条の規定による指定をされた未成年後見人が、その就職の日から十日以内に、これをしなければならない。

**第九十四条** 第八百三十九条第一号に規定する場合に開始する後見(以下「未成年者の後見」という。)の開始の届出は、同法第八百三十九条の規定による指定をされた未成年後見人が、その就職の日から十日以内に、これをしなければならない。

**第九十五条** 第八百三十九条第一号に規定する場合に開始する後見(以下「未成年者の後見」という。)の開始の届出は、同法第八百三十九条の規定による指定をされた未成年後見人が、その就職の日から十日以内に、これをしなければならない。

**第九十六条** 第八百三十九条第一号に規定する場合に開始する後見(以下「未成年者の後見」という。)の開始の届出は、同法第八百三十九条の規定による指定をされた未成年後見人が、その就職の日から十日以内に、これをしなければならない。

**第九十七条** 第八百三十九条第一号に規定する場合に開始する後見(以下「未成年者の後見」という。)の開始の届出は、同法第八百三十九条の規定による指定をされた未成年後見人が、その就職の日から十日以内に、これをしなければならない。

**第九十八条** 第八百三十九条第一号に規定する場合に開始する後見(以下「未成年者の後見」という。)の開始の届出は、同法第八百三十九条の規定による指定をされた未成年後見人が、その就職の日から十日以内に、これをしなければならない。

**第九十九条** 第八百三十九条第一号に規定する場合に開始する後見(以下「未成年者の後見」という。)の開始の届出は、同法第八百三十九条の規定による指定をされた未成年後見人が、その就職の日から十日以内に、これをしなければならない。

**第一百条** 第八百三十九条第一号に規定する場合に開始する後見(以下「未成年者の後見」という。)の開始の届出は、同法第八百三十九条の規定による指定をされた未成年後見人が、その就職の日から十日以内に、これをしなければならない。

**第一百一条** 第八百三十九条第一号に規定する場合に開始する後見(以下「未成年者の後見」という。)の開始の届出は、同法第八百三十九条の規定による指定をされた未成年後見人が、その就職の日から十日以内に、これをしなければならない。

**第八十三条** 削除

**第八十四条** 未成年者の後見の終了の届出は、未成年後見人が、十日以内に、これをしなければならない。その届書には、未成年者の後見の終了の原因及び年月日を記載しなければならない。

**第八十五条** 未成年後見人に関するこの節の規定は、未成年後見監督人について準用する。

**第九節 死亡及び失踪**

**第八十六条** 死亡の届出は、届出義務者が、死亡の事実を知った日から七日以内(国外で死亡があつたときは、その事実を知った日から三箇月以内)に、これをしなければならない。

**第八十七条** 届書には、次の事項を記載し、診断書又は検査書を添付しなければならない。

一 死亡の年月日時分及び場所

やむを得ない事由によつて診断書又は検査書を得ることができないときは、死亡の事実を証すべき書面を以てこれに代えることができる。この場合には、届書に診断書又は検査書を得ることができない事由を記載しなければならない。

**第八十八条** 次の者は、その順序に従つて、死亡の届出をしなければならない。ただし、順序にかわらず届出をすることができる。

第一 同居の親族

第二 その他の同居者

第三 家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人

死亡の届出は、同居の親族以外の親族、後見人、保佐人、補助人、任意後見人及び任意後見受任者も、これをすることができる。

**第八十九条** 死亡の届出は、死亡地でこれをすることができる。

死亡地が明らかでないときは死体が最初に発見された地で、汽車その他の交通機関の中で死亡があつたときは死体をその交通機関から降ろした地で、航海日誌を備えない船舶の中でも死亡があつたときはその船舶が最初に入港した地で、死亡の届出をすることができます。

**第九十条** 水難、火災その他の事変によつて死亡した者がある場合には、その取調をした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。但し、外国又は法務省令で定める地域で死亡があつたときは、死亡者の本籍地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。

**第九十一条** 前二条に規定する報告書には、第八十六条第二項に掲げる事項を記載しなければならない。

**第九十二条** 死亡者の本籍が明かでない場合又は死亡者を認識することができない場合には、警察官は、検視調書を作り、これを添附して、遅滞なく死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。

**第九十三条** 第五十五条及び第五十六条の規定は、死亡の届出にこれを準用する。

**第九十四条** 第六十三条第一項の規定は、失踪宣告又は失踪宣告取消の裁判が確定した場合においてその裁判を請求した者にこれを準用する。この場合には、失踪宣告の届書に民法第三十一条の規定によつて死亡したとみなされる日をも記載しなければならない。



**第一百十三条** 戸籍の記載が法律上許されないこと又はその記載に錯誤若しくは遗漏があることを発見した場合には、利害関係人は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍の訂正を申請することができる。

**第一百十四条** 届出によつて効力を生ずべき行為（第六十条、第六十一条、第六十六条、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十四条及び第七十六条の規定によりする届出に係る行為を除く。）について戸籍の記載をした後に、その行為が無効であることを発見したときは、届出人又は届出事件の本人は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍の訂正を申請することができる。

**第一百十五条** 前二条の許可の裁判があつたときは、一箇月以内に、その謄本又は裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付して、戸籍の訂正を申請しなければならない。

**第一百十六条** 確定判決によつて戸籍の訂正をすべきときは、訴えを提起した者は、判決が確定した日から一箇月以内に、判決の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該判決の内容と同一であることを証明したものを添付して、戸籍の訂正を申請しなければならない。検察官が訴えを提起した場合には、判決が確定した後に、遅滞なく戸籍の訂正を請求しなければならない。

**第一百十七条** 第二十五条第一項、第二十七条から第三十二条まで、第三十四条から第三十九条まで、第四十三条から第四十八条まで、及び第六十三条第二項前段の規定は、戸籍訂正の申請に準用する。

## 第六章 電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いに関する特例等

**第一百十八条** 法務大臣の指定する市町村長は、法務省令で定めるところにより戸籍事務を電子情報処理組織（法務大臣の使用に係る電子計算機（磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）及び入出力装置を含む。以下同じ。）と市町村長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）によつて取り扱うものとする。ただし、電子情報処理組織によつて取り扱うことが相当でない戸籍又は除かれた戸籍として法務省令で定めるものに係る戸籍事務については、この限りでない。

前項の規定による指定は、市町村長の申出に基づき、告示してしなければならない。

**第一百十九条** 前条第一項の場合においては、戸籍は、磁気ディスクに記録し、これをもつて調製する。

前項の場合においては、磁気ディスクをもつて調製された戸籍を蓄積して戸籍簿とし、磁気ディスクをもつて調製された戸籍簿を蓄積して除籍簿とする。

**第一百九条の二** 前条の規定により磁気ディスクをもつて調製された戸籍を副本は、第八条第二項の規定にかかるはず、法務大臣が保存する。

**第一百十条** 第百十九条の規定により戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもつて調製されるときは、第十条第一項又は第十条の二第二項から第五項まで（これらの規定を第十二条の二において準用する場合を含む。）の請求は、戸籍謄本等又は除籍謄本等に代えて、磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下「戸籍証明書」という。）又は磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下「除籍証明書」という。）についてすることができる。

**第一百十条の二** 第百十九条の規定により戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもつて調製されているときは、次の各号に掲げる請求は、当該各号に定める者に対してもすることができる。  
一 第十条第一項（第十二条の二において準用する場合を含む。次項及び次条（第三項を除く。）において同じ。）の請求 指定市町村長（第百十八条第一項の規定による指定を受けている市町村長をいう。以下同じ。）のうちいざれかの者本又は抄本とみなす。

**第一百二十条の二** 第百十九条の規定により戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもつて調製されているときは、次の各号に掲げる請求は、当該各号に定める者に対してもすることができる。  
一 第十条第一項（第十二条の二において準用する場合を含む。次項及び次条（第三項を除く。）において同じ。）の請求 指定市町村長（第百十八条第一項の規定による指定を受けている市町村長をいう。以下同じ。）のうちいざれかの者本又は抄本とみなす。

二 第十条の二第二項（第十二条の二において準用する場合を含む。次条（第三項を除く。）において同じ。）の請求（市町村の機関がするものに限る。）当該市町村の長（指定市町村長に限る。）

前項の規定によりする第十条第一項の請求（本籍地の市町村長以外の指定市町村長に対するものに限る。）については、同条第三項及び第十条の三第二項の規定は適用せず、同条第一項中「現に請求の任に当たつてゐる者」とあり、及び「当該請求の任に当たつてゐる者は、「当該請求をする者」とする。

**第一百二十条の三** 前条第一項の規定によりする第十条第一項の請求又は前条第一項の規定によりする第十条の二第二項の請求（法務省令で定める事務を遂行するため必要がある場合における当該請求に限る。以下この条（第三項を除く。）において同じ。）は、戸籍電子証明書（第百十九条の規定により磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録された事項の全部又は一部を証明した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は除籍電子証明書（第百十九条の規定により磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録された事項の全部又は一部を証明した電磁的記録をいう。以下同じ。）についてもすることができる。

前項の規定によりする第十条第一項又は第十条の二第二項の請求があつたときは、指定市町村長は、当該請求をした者に対し、戸籍電子証明書提供用識別符号（当該請求に係る戸籍電子証明書を識別することができるよう付される符号であつて、法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を発行するものとする。  
指定市町村長は、行政機関等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第二号に規定する行政機関等その他の法務省令で定める者をいう。）から、法務省令で定めるところにより、前項の規定により発行された戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号を示して戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の提供を求められたときは、法務省令で定めるところにより、当該戸籍電子証明書提供用識別符号に対応する戸籍電子証明書又は当該除籍電子証明書提供用識別符号に対応する除籍電子証明書を提供するものとする。

第一項の規定によりする第十条第一項及び第十条の二第二項の請求については、これらの規定中「交付」とあるのは、「第百一十条の三第三項の規定により同項に規定する行政機関等に提供すること」とし、第一項の規定によりする第十条第一項の請求（本籍地の市町村長以外の指定市町村長に對してするものに限る。）については、同条第三項及び第十条の三第二項の規定は適用せず、同条第一項中「現に請求の任に当たつてゐる者」とあり、及び「当該請求の任に当たつてゐる者」とあるのは、「当該請求をする者」とする。

**第一百二十条の四** 指定市町村長は、この法律の規定により提出すべきものとされている届書若しくは申請書又はその他の書類で戸籍の記載をするために必要なものとして法務省令で定めるもの（以下この項において「届書等」という。）を受理した場合には、法務省令で定めるところにより、当該届書等の画像情報（以下「届書等情報」という。）を作成し、これを電子情報処理組織を使用して、法務大臣に提供するものとする。  
前項の規定により届書等情報の提供を受けた旨を通知するものとする。

**第一百二十条の五** 二箇所以上の市役所又は町村役場で戸籍の記載をすべき場合において、届出又は申請を受理した市町村長が指定市町村長であり、かつ、当該届出又は申請により戸籍の記載をすべき市町村長（当該届出又は申請を受理した市町村長を除く。）のうち指定市町村長であるもの（以下この項において「戸籍記載指定市町村長」という。）があるときは、法務大臣は、戸籍記載指定市町村長に対し、前条第一項の提供を受けた旨を通知するものとする。

前項の場合においては、第三十六条第一項及び第二項（これらの規定を第百十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、提出すべき届書又は申請書の数は、戸籍の記載をすべき市町村長の数から当該市町村長のうち指定市町村長であるものの数を減じた数に一を加えた数とする。

本籍地外で届出又は申請をする場合（二箇所以上の市役所又は町村役場で戸籍の記載をすべき場合を除く。）であつて、届出又は申請を受理した市町村長及び当該届出又は申請により戸籍の記載をすべき市町村長がいずれも指定市町村長であるときは、法務大臣は、当該戸籍の記載をすべき指定市町村長に対し、前条第一項の提供を受けた旨を通知するものとする。

前項の場合においては、第三十六条第二項（第百十七条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

#### 第二百二十一条 戸籍関係人は、特別の事由がある場合に限り、届出若しくは申請を受理した指定

市町村長又は当該届出若しくは申請によつて戸籍の記載をした指定市町村長に対し、当該届出又は申請に係る届書等情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものとの閲覧を請求し、又は届書等情報の内容について証明書を請求することができる。

#### 第二百二十二条 第百条第二項の規定は、第百十九条の規定により届出事件の本人の戸籍が磁気デ

イスクをもつて調製されている場合において、届出地及び分籍地の市町村長がいずれも指定市町

村長であるときは、適用しない。

#### 第二百二十三条 戸籍の記載をすべき市町村長がいざれも指定市町

村長であるときは、適用しない。

#### 第二百二十四条 戸籍事件（第百二十四条に規定する請求に係るもの）について、市町村長

の処分を不当とする者は、家庭裁判所に不服の申立てをすることができる。

#### 第二百二十五条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百二十六条 第十条第一項又は第十条の二第一項から第五项まで（これらの規定を第十二条の二

において準用する場合を含む。）第四十八条第一項、第百二十条第一項、第百二十条の二第一項、第百二十条の三第一項及び第百二十条の六第一項の規定によりする請求について市町村長が行う処分又はその不作為に不服がある者は、管轄法務局長等に審査請求をすることができる。

#### 第二百二十七条 戸籍事件に関する市町村長の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八

号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

#### 第二百二十八条 戸籍及び除かれた戸籍の副本、第四十八条第一項に規定する書類並びに届書等情報に記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十

七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定

は、適用しない。

#### 第二百二十九条 戸籍及び除かれた戸籍の正本及び副本、第四十八条第二項に規定する書類並びに届

書等情報に記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十

七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定

は、適用しない。

#### 第二百三十条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に

規定する電子情報処理組織を使用してする届出の届出地及び同項の規定により同項に規定する電

子情報処理組織を使用してする申請の申請地については、第四章及び第五章の規定にかかるわら

ず、法務省令で定めるところによる。

#### 第二百三十四条 戸籍の記載又は記録を要しない事項について虚偽の届出をした者は、一年以下の拘

禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

#### 第二百三十五条 戸籍に関する事務に従事する市町村の職員若しくは職員であつた者又は市町村長の委託（三以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う戸籍に関する事務の処理に従事している者若しくは従事していた者が、その事務に関して知り得た事項を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

#### 第二百三十六条 戸籍の記載又は記録を要しない事項について虚偽の届出をした者も、同様とする。

#### 第二百三十七条 戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号の発行

を受けた者又は同条第三項の規定による戸籍電子証明書若しくは除籍電子証明書の提供を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

#### 第二百三十八条 偽りその他不正の手段により、第十条第一項若しくは第十条の二第一項から第五項

までの規定による戸籍謄本等の交付、第十二条の二の規定による除籍謄本等の交付若しくは第百二十二条第一項の規定による戸籍証明書若しくは除籍証明書の交付を受けた者、第百二十条の三第三項の規定による戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号の発行を受けた者又は同条第三項の規定による戸籍電子証明書若しくは除籍電子証明書の提供を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

#### 第二百三十九条 次の場合には、市町村長を十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて届出又は申請を受理しないとき。

二 戸籍の記載又は記録をすることを怠ったとき。

第八章 雜則

市町村長又は法務局若しくは地方法務局の長は、法務省令で定める基準及び手続により、統計の作成又は学術研究であつて、公益性が高く、かつ、その目的を達成するために戸籍若しくは除かれた戸籍に記載した事項又は届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項に係る情報を利用する必要があると認められるものそのため、その必要の限度において、これらの情報を提供することができる。

#### 第二百四十二条 戸籍事件（第百二十四条に規定する請求に係るもの）について、市町村長

の処分を不当とする者は、家庭裁判所に不服の申立てをすることができる。

#### 第二百四十三条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百四十四条 第十条第一項又は第十条の二第一項から第五项まで（これらの規定を第十二条の二

において準用する場合を含む。）第四十八条第一項、第百二十条第一項、第百二十条の二第一項、第百二十条の三第一項及び第百二十条の六第一項の規定によりする請求について市町村長が行う処分又はその不作為に不服がある者は、管轄法務局長等に審査請求をすることができる。

#### 第二百四十五条 削除

市町村長又は法務局若しくは地方法務局の長は、法務省令で定める基準及び手続により、統計の作成又は学術研究であつて、公益性が高く、かつ、その目的を達成するために戸籍若しくは除かれた戸籍に記載した事項又は届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項に係る情報を利用する必要があると認められるものそのため、その必要の限度において、これらの情報を提供することができる。

#### 第二百四十六条 第十条第一項又は第十条の二第一項から第五项まで（これらの規定を第十二条の二

において準用する場合を含む。）第四十八条第一項、第百二十条第一項、第百二十条の二第一項、第百二十条の三第一項及び第百二十条の六第一項の規定によりする請求について市町村長が行う処分又はその不作為に不服がある者は、管轄法務局長等に審査請求をすることができる。

#### 第二百四十七条 戸籍の記載をすべき市町村長がいざれも指定市町

村長であるときは、適用しない。

#### 第二百四十八条 戸籍事件（第百二十四条に規定する請求に係るもの）について、市町村長

の処分を不当とする者は、家庭裁判所に不服の申立てをすることができる。

#### 第二百四十九条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百五十条 戸籍事件（第百二十四条に規定する請求に係るもの）について、市町村長

の処分を不当とする者は、家庭裁判所に不服の申立てをすることができる。

#### 第二百五十二条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百五十三条 戸籍事件（第百二十四条に規定する請求に係るもの）について、市町村長

の処分を不当とする者は、家庭裁判所に不服の申立てをすることができる。

#### 第二百五十四条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百五十五条 戸籍事件（第百二十四条に規定する請求に係るもの）について、市町村長

の処分を不当とする者は、家庭裁判所に不服の申立てをすることができる。

#### 第二百五十六条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百五十七条 戸籍事件（第百二十四条に規定する請求に係るもの）について、市町村長

の処分を不当とする者は、家庭裁判所に不服の申立てをすることができる。

#### 第二百五十八条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百五十九条 戸籍事件（第百二十四条に規定する請求に係るもの）について、市町村長

の処分を不当とする者は、家庭裁判所に不服の申立てをすることができる。

#### 第二百六十条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百六十二条 戸籍事件（第百二十四条に規定する請求に係るもの）について、市町村長

の処分を不当とする者は、家庭裁判所に不服の申立てをすることができる。

#### 第二百六十三条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百六十四条 戸籍事件（第百二十四条に規定する請求に係るもの）について、市町村長

の処分を不当とする者は、家庭裁判所に不服の申立てをすることができる。

#### 第二百六十五条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百六十六条 戸籍事件（第百二十四条に規定する請求に係るもの）について、市町村長

の処分を不当とする者は、家庭裁判所に不服の申立てをすることができる。

#### 第二百六十七条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百六十八条 戸籍事件（第百二十四条に規定する請求に係るもの）について、市町村長

の処分を不当とする者は、家庭裁判所に不服の申立てをすることができる。

#### 第二百六十九条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百七十条 戸籍事件（第百二十四条に規定する請求に係るもの）について、市町村長

の処分を不当とする者は、家庭裁判所に不服の申立てをすることができる。

#### 第二百七十一条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百七十二条 戸籍事件（第百二十四条に規定する請求に係るもの）について、市町村長

の処分を不当とする者は、家庭裁判所に不服の申立てをすることができる。

#### 第二百七十三条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百七十四条 戸籍事件（第百二十四条に規定する請求に係るもの）について、市町村長

の処分を不当とする者は、家庭裁判所に不服の申立てをすることができる。

#### 第二百七十五条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百七十六条 戸籍事件（第百二十四条に規定する請求に係るもの）について、市町村長

の処分を不当とする者は、家庭裁判所に不服の申立てをすることができる。

#### 第二百七十七条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百七十八条 戸籍事件（第百二十四条に規定する請求に係るもの）について、市町村長

の処分を不当とする者は、家庭裁判所に不服の申立てをすることができる。

#### 第二百七十九条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百八十条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百八十二条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百八十三条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百八十四条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百八十五条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百八十六条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百八十七条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百八十八条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百八十九条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百九十条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百九十二条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百九十三条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百九十四条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百九十五条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百九十六条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百九十七条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百九十八条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百九十九条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百一百条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百一百一条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百一百二条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百一百三条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百一百四条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百一百五条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百一百六条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百一百七条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百一百八条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百一百九条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百一百十条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百一百十一条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百一百十二条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百一百十三条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百一百十四条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

その不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第二百一百十五条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）について市町村長の処分又は

三 正当な理由がなくて、届書その他受理した書類の閲覧を拒んだとき、又は第二百二十条の六第一項の規定による請求を拒んだとき。

四 正当な理由がなくて、戸籍謄本等、除籍謄本等、第四十八条第一項若しくは第二項（これらは、戸籍電子証明書若しくは除籍電子証明書提供用識別符号若しくは戸籍電子証明書提供用識別符号の規定を第二百十七条において準用する場合を含む。）の証明書、戸籍証明書若しくは除籍証明書を交付しないとき、又は戸籍電子証明書若しくは除籍電子証明書提供用識別符号の発行をしないとき、戸籍電子証明書若しくは除籍電子証明書を提供しないとき。

五 その他戸籍事件について職務を怠つたとき。

第一百四十条 過料についての裁判は、簡易裁判所がする。

第一条 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第二条 この附則で、新法とは、この法律による改正後の戸籍法をいい、旧法とは、従前の戸籍法をいい、新民法とは、この法律と同日に施行される民法の一部を改正する法律をいい、旧民法とは、従前の民法をいい、応急措置法とは、昭和二十二年法律第七十四号をいう。

第三条 旧法の規定による戸籍は、これを新法の規定による戸籍とみなす。ただし、新法施行後十年を経過したときは、旧法の規定による戸籍は、法務省令の定めるところにより、新法によつてこれを改製しなければならない。

旧法によつて定められた本籍は、新法によつて定められたものとみなす。

第四条 旧民法を適用する場合には、新法施行後も、なお、旧法を適用する。

第五条 新法は、新法施行前の届出その他の事由によつて、戸籍の記載をし、又は新戸籍を編製する場合にもこれを適用する。

第六条 附則第三条第一項の戸籍に在る者について新戸籍を編製する場合には、同項の戸籍に在るその者の子でこれと引き続き氏を同じくする者は、新戸籍に入る。ただし、その子に配偶者又は戸籍を同じくする子があるときは、この限りでない。

前項の場合に、新本籍が従前の本籍地と同一の市町村内に定められたときは、第三十条第二項の規定は、これを適用しない。

第七条 第十九条第一項及び第九十九条の規定は、新民法附則第十二条の規定によつて従前の氏に復する場合にこれを準用する。

第八条 附則第三条第一項の戸籍に在る者で配偶者のある者は、配偶者とともにしなければ、分籍をすることができない。

第九条 応急措置法施行後に新法施行前に、応急措置法第六条第二項前段の規定によつて、親権者を定める協議が調つたときは、親権者は、新法施行の日から十日以内に、協議を証する書面を添付して、その旨を届け出なければならない。この場合には、第三十八条第一項ただし書及び第三十九条の規定を準用する。

第十条 第七十八条の規定は、新法附則第十四条第一項ただし書の規定によつて協議で親権者を定めようとする者にこれを準用する。

第十二条 附則第三条第一項の戸籍について転籍の届出があつたときは、新法の規定にかかわらず、従前の戸籍によつて戸籍を編製する。

第十三条 左の法令は、これを廃止する。

明治六年太政官布告第二百三十五号（改姓名に関する件）

明治六年太政官布告第二百十八号（御歴代の御諱及び御名の文字の使用に関する件）

昭和十五年法律第四号（委託又は郵便による戸籍届出に関する件）

昭和二十一年司法省令第四十七号（昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く出生及び死亡の届出等に関する件）

この法律施行前にされた戸籍届出の委託については、昭和十五年法律第四号は、なお、その効力を有する。この場合には、同法第一条第一項の確認は、家庭裁判所がこれをする。

第一百二十二条の規定は、前項の確認にこれを準用する。

第十四条 この法律施行前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお、従前の例による。

第十五条 この法律施行の際現に裁判所に係属している過料事件については、なお、従前の例による。

附則（昭和二十三年一二月二一日法律第二六〇号）抄

第十条 附則（昭和二十四年五月三一日法律第一三七号）抄

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、戸籍法第十二条及び第二十八条第一項の改正規定は、昭和二十三年二月十五日から適用する。

附則（昭和二十五年五月四日法律第一四八号）

この法律は、昭和二十五年七月一日から施行する。

この法律の施行前における国籍の取得又は喪失に関しては、この法律の施行後も、なお、改正前の戸籍法を適用する。

附則（昭和二七年四月二八日法律第一〇六号）抄

この法律は、法施行の日から施行する。

附則（昭和二七年七月三一日法律第一六八号）抄

この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附則（昭和三一年六月一二日法律第一四八号）抄

この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第二百四十七号）の施行の日から施行する。

附則（昭和三七年三月二九日法律第四〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十七年七月一日から施行する。

附則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 1 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政府の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

この法律の施行前にされた行政手の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかたるものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則**（昭和四五年四月一日法律第一二号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和五一年六月一五日法律第六六号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条中戸籍法第十一条、第十二条第二項、第四

十八条第三項、第五十二条第一項、第一百二十条、第一百二十一項、第一百二十二条及び第一百二十四条

の各改正規定並びに同法第十二条及び第一百二十二条の次にそれぞれ一条を加える各改正規定は、

公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（戸籍法の一一部改正に伴う経過措置）

第三条中戸籍法第五十二条第一項の改正規定の施行の日前十三日以内に出生した子について、

同項の規定の改正により新たに届出義務者となつた母の届出に関する戸籍法第四十三条第一項の

規定の適用については、同項中「届出事件発生の日」とあるのは、「民法等の一部を改正する法

律（昭和五十一年法律第六十六号）第三条中戸籍法第五十二条第一項の改正規定の施行の日」と

する。

附則第一項ただし書に掲げる各改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、

なお従前の例による。

**附 則**（昭和五五年五月一七日法律第五一号）抄

（施行期日）

この法律は、昭和五十六年一月一日から施行する。

**附 則**（昭和五九年五月二五日法律第四五号）抄

（施行期日）

この法律は、昭和六十年一月一日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和六十年一月一日から施行する。  
（外国人と婚姻をした者の戸籍の編製に関する経過措置）

この法律の施行前に日本国民と日本国民でない者との婚姻の届出があつた場合の戸籍の編製については、なお従前の例による。  
(出生等の届出に関する経過措置)

第八条 出生、死亡若しくは帰化の届出又は国籍の留保の意思の表示に係る届出に関する第一条の

規定による改正後の戸籍法（以下「新戸籍法」という。）の規定は、この法律の施行前に出生、

死亡又は帰化があつた場合において同条の規定による改正前の戸籍法の規定により算定するとし

たならばその期間の満了の日が施行日以後となる届出についても適用し、同条の規定による改正

前の戸籍法の規定により算定するとしたならばその期間の満了の日が施行日前となる届出につい

ては、なお従前の例による。  
(国籍の喪失があつた場合の戸籍の届出に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前に国籍の喪失があつた場合の国籍喪失の届出については、なお従前の例

による。  
この法律の施行前に国籍を喪失した者は、国籍喪失の届出をすることができる。この場合にお

いては、新戸籍法第三百三十二条第二項の規定を準用する。

**第十条** 外国の国籍をも有していた日本国民でこの法律の施行前にその外国の国籍を喪失したものは、新戸籍法第六六条第一項の規定は、この法律の施行前に外国の国籍を喪失した場合につい

ては、適用しない。

その喪失の届出をすることができる。この場合においては、新戸籍法第六六条第二項の規定を準用する。

（外国人との婚姻による氏変更に関する経過措置）

**第十二条** この法律の施行前に日本国民でない者と婚姻をした者が新戸籍法第七百七条第二項の規定により施行日に氏の変更の届出をすることができる場合においては、その届出の期間は、施行日から六月とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

この法律の施行前にした行為及び附則第八条又は第九条第一項の規定により従前の例によ

ることとされる届出事件に係るこの法律の施行後にしてした行為に対する罰則の適用については、

なお従前の例による。

**附則第五条第一項**又は第六条第一項の規定によつて国籍を取得した場合の届出

**第十三条** 新戸籍法第七百二条の規定は、附則第五条第一項又は第六条第一項の規定によつて国籍を

取得した場合の国籍取得の届出について準用する。

**附 則**（昭和六二年九月二六日法律第一〇一号）抄

（施行期日）

この法律は、昭和六十三年一月一日から施行する。

**附 則**（平成五年一月一二日法律第八九号）抄

（施行期日）

この法律は、平成五年法律第八十八号の施行の日から施行する。

**第一条** この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

**附 則**（平成五年一月一二日法律第八九号）抄

（施行期日）

この法律は、政令で定めるものほか、この法律の施行に関して必要な経過措置

**第十五条** 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関して必要な経過措置

は、政令で定める。

**附 則**（平成六年六月二九日法律第六七号）

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行す

る。

**（戸籍の改製に関する経過措置）**

第一条の規定による戸籍法の改訂に伴う戸籍の改製に関する事務に、市町村長の委託を受けて

従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知ら

せ、又は不当な目的に使用してはならない。

第一条の規定による改訂後の戸籍法第二条から第四条までの規定は、前項の事務について準用

する。

前二項に定めるもののが、第一条の規定による戸籍法の改訂に伴う戸籍の改製に関する必要な

経過措置は、法務省令で定める。

**附 則**（平成一一年五月一四日法律第四三号）抄

（施行期日）

この法律は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。

以下「情報公開法」という。）の施行の日から施行する。

**附 則**（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定

（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限

る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に

限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）

並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、

<p><b>第六十条</b> 第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、 第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日 (国等の事務)</p> <p><b>第一百五十九条</b> この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののか、この法律の施行前に において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する國、他の 地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十二条において「国等の事務」という。）は、 この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務 として処理するものとする。</p> <p><b>(处分、申請等に関する経過措置)</b></p>	<p><b>第一百六十条</b> この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定定義の範囲内において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「处分等の行為」という。）又はこの法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。</p> <p>この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。</p> <p><b>第一百六十二条</b> 施行日前にされた國等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。</p> <p>前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p><b>(手数料に関する経過措置)</b></p> <p><b>第一百六十三条</b> この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p><b>第一百六十四条</b> この附則に規定するもののほか、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののか、なお従前の例による。</p> <p><b>第一百六十五条</b> この附則に規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p> <p><b>(検討)</b></p> <p><b>第二百五十条</b> 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新規の事務</p>
---	---

<p><b>第三条</b> 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。</p> <p><b>第四条</b> この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p><b>附 則（平成一一年一月八日法律第一五二号）抄</b></p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p><b>(戸籍法の一部改正に伴う経過措置)</b></p> <p><b>第六条</b> この法律の施行前に生じた事由による前条の規定による改正前の戸籍法第八十一条、第八十二条及び第八十四条（同法第八十五条において準用する場合を含む。）の届出については、前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p><b>2</b> 民法改正法附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人については、前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p><b>3</b> この法律の施行前にした行為及び前二項の規定によりなりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p><b>附 則（平成一一年一月二二日法律第一六〇号）抄</b></p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p><b>1</b> 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百一十六条第二項及び第千三百四十四条の規定</p> <p><b>附 則（平成一三年一月二二日法律第一五三号）抄</b></p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>(処分、手続等に関する経過措置)</b></p> <p><b>第四十二条</b> この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。</p> <p><b>(罰則に関する経過措置)</b></p> <p><b>第四十三条</b> この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
---



(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (平成二十六年六月一三日法律第六十九号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

**第五条** 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

**第六条** この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるもの取消しの訴えについては、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第九条** この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第十条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第九条** この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

従前の例による。

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附 則 (令和元年五月三一日法律第一六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附 則 (平成二八年五月二七日法律第五一号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附 則 (令和元年五月三一日法律第一七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二十日を超えた日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附 則 (平成二九年五月三一日法律第一八号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附 則 (平成二九年五月三一日法律第一九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附 則 (平成二九年五月三一日法律第二〇号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

五 四 略

第一百二十条の次に七条を加える改正規定、第一百二十四条の改正規定（市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長）を「管轄法務局長等」に改める部分を除く。）

、第百三十八条から第百三十三条までの改正規定、第百三十七条を改め、同条を第百三十九条とする改正規定（第百三十七条を改める部分に限る。）、第百三十四条を改め、同条を第百三十六条とする改正規定（第百三十四条を改める部分に限る。）及び第百三十三条を改め、同条を第百三十六条及び第十四条（前号に掲げる部分を除く。）の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

(第三号施行日の前日までの間等の読替え)

**第二条** この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から前条第三号に掲げる規定の施行の日（第三項において「第三号施行日」という。）の前日までの間は、この法律による改正後の戸籍法（以下「新法」という。）目次中「第一百二十二条の三」とあるのは、「第一百二十二条の二」とする。

2 施行日から前条第五号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、新法第一百二十二条中「指定市町村長」とあるのは、「第一百八十八条第一項の規定による指定を受けている市町村長」とする。

3 第三条号施行日から前条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、新法第一百二十二条の中「第九条第三項」とあるのは、「第四十五条の二第一項」とする。

(電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市町村長の指定に係る経過措置)

**第三条** この法律の施行の際現にこの法律による改正前の戸籍法（以下「旧法」という。）第一百八条第一項（旧法第四条において準用する場合を含む。）の規定による指定を受けている市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。）は、施行日に新法第一百八十八条第一項（新法第四条において準用する場合を含む。）の規定による指定を受けたものとみなす。

(政令への委任)

**第四条** 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市町村長の指定に係る経過措置)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附 則 (令和二年五月一九日法律第三三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附 則 (令和三年五月一九日法律第三七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附 則 (令和三年五月一九日法律第三三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附 則 (令和三年五月一九日法律第三三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二十日を超えた日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附 則 (令和三年五月一九日法律第三三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附 則 (令和三年五月一九日法律第三三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。）、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。）、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第三十五条の改正規定（「条例を含む。」を削る部分に限る。）を除く。）、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

##### 五及び六 略

七 第二十七条（住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第四十八条（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十七条の三とし、同法第七十七条の次に一条を加える改正規定を除く。）、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条（第三項を除く。）、第十条、第十五条、第十八条（戸籍法第二十九条の改正規定（戸籍の）の下に「正本及び」を加える部分に限る。）、第二十二条、第二十五条、第二十六条、第二十七条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定（「条例を含む。」を削る部分に限る。）に限る。）、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定め（罰則に関する経過措置）

第八十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とするなどを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則（令和三年五月二一日法律第四二号）抄

##### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 附 則（令和五年六月九日法律第四八号）抄

##### （施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 附 則（令和五年六月九日法律第四八号）抄

##### （施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 附 則（令和五年六月九日法律第四八号）抄

一 第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条第一項の改正規定及び同法第二十二条第二項の改正規定並びに第十三条の規定並びに附則第十七条、第二項の改正規定及び同法第九条第二項の改正規定並びに第十三条の規定並びに附則第十七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日

二 略

三 第三条中住民基本台帳法第七条の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第二十条第五項の改正規定、同法第二十二条の三第五項の改正規定、同法第三十条の四十一第一項の改正規定、同法第三十条の四十五の改正規定、同法第三十条の五十の改正規定及び同法第三十三条の五十一の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第四条、第六条から第十四条まで及び第二十八条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

##### （戸籍法）一部改正に伴う経過措置

第六条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍の筆頭に記載されている者（以下「筆頭者」という。）既にこの項又は次項の規定による届出をした者を除く。は、第三号施行日から起算して一年以内に限り、当該筆頭者の戸籍に記載されている氏の振り仮名の届出をすることができる。

2 前項の届出をすることができる筆頭者であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に同項の氏について第七条の規定による改正後の戸籍法（以下「新戸籍法」という。）第十三条第二項の規定による同条第一項第二号の読み方（以下「一般的読み方」という。）以外の氏の読み方を使用しているものは、第三号施行日から起算して一年以内に限り、前項の届出に代えて現に使用している氏の読み方を示す文字を戸籍の記載事項とする旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出に係る戸籍に記載されている者に係る新戸籍法第十三条第一項第二号、第二十九条第四号、第一百七条第一項及び第一百七条の三の規定その他の法令の規定の適用については、当該届出に係る文字を氏の振り仮名とみなす。

3 第一条の届出をすることができる筆頭者が当該戸籍から除籍されているときは、次に掲げる者は、第三号施行日から起算して一年以内に限り、その順序に従つて、前二項の届出をすることができる。ただし、既に当該戸籍について前二項の届出がされているときは、この限りでない。

一 配偶者（その戸籍から除かれた者を除く。）

二 子（その戸籍から除かれた者を除く。）

4 第二項の届出をする者は、現に使用している氏の読み方が通用していることを証する書面を提出しなければならない。

第七条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者（筆頭者を除く。）であつて、第三号施行日以後に新たに編製される戸籍（以下この条及び附則第十一条において「新戸籍」という。）の筆頭に記載されるもの（既にこの項又は次項の規定による届出をした者を除く。）は、第三号施行日から起算して一年以内に限り、当該新戸籍に記載されている氏に係る氏の振り仮名の届出をすることができる。

2 前項に規定する者であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に同項の氏について一般の読み方以外の氏の読み方を使用しているものは、第三号施行日から起算して一年以内に限り、同項の届出に代えて現に使用している氏の読み方を示す文字を当該者に係る新戸籍の記載事項とする旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出に係る新戸籍に記載されている者に係る新戸籍法第十三条第一項第二号、第二十九条第四号、第一百七条第一項及び第一百七条の三の規定その他の法令の規定の適用については、当該届出に係る文字を氏の振り仮名とみなす。

3 第一項に規定する者が当該者に係る新戸籍から除籍されているときは、次に掲げる者は、第三号施行日から起算して一年以内に限り、その順序に従つて、前二項の届出をすることができる。ただし、既に当該新戸籍について前二項の届出がされているときは、この限りでない。

一 配偶者（その戸籍から除かれた者を除く。）

二 子（その戸籍から除かれた者を除く。）

- 4 前項の規定は、新戸籍が編製される日前に当該新戸籍に記載される氏について前条第一項又は第二項の届出がされているときは、適用しない。

5 第二項の届出をする者は、現に使用していることを証する書面を提出しなければならない。

**第八条** 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者（既にこの項又は次項の規定による届出をした者を除く。）は、第三号施行日から起算して一年以内に限り、当該戸籍に記載されている名に係る名の振り仮名の届出をすることができる。

2 前項に規定する者であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に同項の名について一般の読み方以外の名の読み方を使用しているものは、第三号施行日から起算して一年以内に限り、同項の届出に代えて現に使用している名の読み方を示す文字を戸籍の記載事項とする旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出をした者に係る新戸籍法第十三条第一項第二号、第二十九条第四号、第一百七条の二及び第一百七条の四の規定その他の法令の規定の適用については、当該届出に係る文字を名の振り仮名とみなす。

3 前項の届出をする者は、現に使用している名の読み方が通用していることを証する書面を提出しなければならない。

**第九条** 本籍地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和一十二年法律第六十七号）、第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）にあつては、区長又は総合区長とする。以下この条及び附則第十三条において同じ。）は、第三号施行日から起算して一年を経過した日に、市役所（特別区の区役所を含むものとし、指定都市にあつては、区又は総合区の区役所とする。）又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方政府の長（次項において「管轄法務局長等」という。）の許可を得て、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者に係る氏の振り仮名を戸籍に記載するものとする。ただし、同日の前日までに前条第一項又は第二項の届出があつたときは、この限りでない。

2 本籍地の市町村長は、第三号施行日から起算して一年を経過した日に、管轄法務局長等の許可を得て、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者（同日の前日までに前条第一項又は第二項の届出をした者を除く。）に係る名の振り仮名を戸籍に記載するものとする。

3 本籍地の市町村長は、前二項の場合において、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者に一般的の読み方以外の氏の読み方又は名の読み方が使用されていると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、氏の振り仮名又は名の振り仮名に代えてその使用されている氏の読み方又は名の読み方を示す文字を当該者の戸籍に記載することができます。この場合において、この項の規定により当該文字を戸籍に記載された者に係る新戸籍法第十三条第一項第二号、第二十九条第四号、第一百七条第一項及び第一百七条の二の規定その他の法令の規定の適用については、当該記載に係る文字を氏の振り仮名又は名の振り仮名とみなす。

4 本籍地の市町村長は、第三号施行日後遅滞なく、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者に対し、前三項の規定により当該者の戸籍に記載しようとする氏の振り仮名若しくは名の振り仮名又は一般的の読み方若しくは名の読み方を示す文字を通知するものとする。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合は、この限りでない。

**第十条** 前条第一項の規定により戸籍に氏の振り仮名が記載された場合は、当該戸籍の筆頭者（既にこの項又は次項の規定による届出をした者を除く。同項において同じ。）は、氏の振り仮名を変更する旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出に係る戸籍に記載している者に

5 前条第一項の規定により戸籍に氏の振り仮名が記載された場合は、当該戸籍の筆頭者（既にこの項又は次項の規定による届出をした者を除く。同項において同じ。）は、氏の振り仮名を変更する旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出に係る戸籍に記載している者に

4 前条第三項の規定により戸籍に一般的の読み方以外の氏の読み方を示す文字を記載された場合は、当該戸籍の筆頭者が附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載された氏の読み方以外の氏の読み方であつて一般的の読み方以外のものを使用しているときは、当該戸籍の筆頭者は、戸籍の記載事項を現に使用している氏の読み方を示す文字を変更する旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出に係る戸籍に記載されている者に係る新戸籍法第十三条第一項第二号、第二十九条第四号、第一百七条の二及び第一百七条の四の規定その他の法令の規定の適用については、当該届出に係る文字を名の振り仮名とみなす。

3 前条第三項の規定により戸籍に一般的の読み方以外の氏の読み方を示す文字を記載された場合は、当該戸籍の筆頭者が附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載された氏の読み方以外の氏の読み方であつて一般的の読み方以外のものを使用しているときは、当該戸籍の筆頭者は、戸籍の記載事項を現に使用している氏の読み方を示す文字を変更する旨の届出をすることができる。この場合において、当該戸籍の筆頭者（既にこの項又は次項の規定による届出をした者を除く。同項において同じ。）は、戸籍の記載事項を一般的の読み方による氏の読み仮名に変更する旨の届出をすることができる。

4 前条第三項の規定により戸籍に一般的の読み方以外の氏の読み方を示す文字を記載された者は、当該戸籍の筆頭者（既にこの項又は次項の規定による届出をした者を除く。同項において同じ。）は、戸籍の記載事項を現に使用している氏の読み方による名の振り仮名に変更する旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出により名の読み方を示す文字を変更した者に係る新戸籍法第十三条第一項第二号、第二十九条第四号、第一百七条の二及び第一百七条の四の規定その他の法令の規定の適用については、当該届出により名の読み方を示す文字を名の振り仮名とみなす。

3 前条第三項の規定により戸籍に一般的の読み方以外の氏の読み方を示す文字を記載された者は、当該戸籍の筆頭者（既にこの項又は次項の規定による届出をした者を除く。同項において同じ。）は、戸籍の記載事項を現に使用している氏の読み方による名の振り仮名に変更する旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出により名の読み方を示す文字を名の振り仮名とみなす。

2 附則第九条第三項の規定により戸籍に一般的の読み方以外の氏の読み方を示す文字を記載された者は、当該戸籍の筆頭者（既にこの項又は次項の規定による届出をした者を除く。同項において同じ。）は、戸籍の記載事項を現に使用している氏の読み方による名の振り仮名に変更する旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出により名の読み方を示す文字を名の振り仮名とみなす。

1 附則第九条第三項の規定により戸籍に一般的の読み方以外の氏の読み方を示す文字を記載された者は、当該戸籍の筆頭者（既にこの項又は次項の規定による届出をした者を除く。同項において同じ。）は、戸籍の記載事項を現に使用している氏の読み方による名の振り仮名に変更する旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出により名の読み方を示す文字を名の振り仮名とみなす。

6 第二項又は第四項の届出をする者は、当該届出に係る現に使用している名の読み方が通用していることを証する書面を提出しなければならない。

**第十三条** 本籍地の市町村長は、附則第六条から前条までの規定の施行に必要な限度において、関係地方公共団体の長その他の者に対し、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者に係る氏名の振り仮名並びに現に使用されている氏の読み方及び名の読み方を示す文字に関する情報の提供を求めることができる。

**第十四条** 一般の読み方以外の氏の読み方又は名の読み方を示す文字に用いることができる仮名及び記号の範囲は、新戸籍法第十三条第三項の法務省令で定められた仮名及び記号の範囲とする。

(政令への委任) 第二項又は第四項の届出をする者は、当該届出に係る現に使用している名の読み方が通用していることを証する書面を提出しなければならない。

**第二十条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

#### 附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十二条の規定及び第三百八十八条の規定
- 二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録される事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十二条第一項の改正規定、同法第四項の改正規定、同法第一百八十三条の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十二条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を越えない範囲内において政令で定める日

#### 附 則（令和五年六月一六日法律第五八号）抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第六条の規定 戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

- 第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。